

運転経歴証明書のご案内

運転経歴証明書とは…

「運転経歴証明書」は、申請による運転免許の取消し(運転免許証の有効期間内に自主的に返納することをいいます。)をした場合に交付申請できるもので、「申請による取消し前、過去5年間の運転等に関する経歴を証明するもの」です。

氏名	免 許 太 郎	昭和15年 1月 1日生
住所	横浜市旭区中尾2-3-1	
交付	平成24年04月01日 12345-1	
運転経歴証明書 (自動車等の運転はできません)		
番号	第 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 号	 神奈川県 公安委員会
二種	平成07年04月01日	
三種	平成08年04月01日	

備 考	
注 意 事 項	
1 運転経歴証明書は、申請により運転免許の取消しを受けた日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について証明するものです。	
2 住所等に変更が生じた場合には、速やかに住所を管轄する公安委員会に届け出て、変更事項の記載を受けてください。	

■ 申請できる期間等

○ 運転免許の申請による取消しをした日から5年以内

法改正(平成24年4月1日)前に運転免許証の自主返納をした方で、運転経歴証明書の交付を受けていなかった方でも、自主返納してから5年間を経過していなければ申請することができます。

【例】平成19年5月1日に自主返納した方の場合、平成24年5月1日まで交付申請が可能です。

※ 免許証を失効させた方は申請できません。

※ 自主返納と同時に運転経歴証明書の交付申請を行わず、後日に運転経歴証明書の交付申請を行う場合は、運転免許試験場での手続となります。

○ 運転経歴証明書の交付申請は、運転免許証の自主返納をした公安委員会へ

神奈川県公安委員会以外で運転免許証の自主返納をした方は、自主返納した都道府県公安委員会での申請となります。(神奈川県では運転経歴証明書の交付はできません。)

■ 申請に必要なもの

- ① 運転経歴証明書交付申請書(警察署又は運転免許試験場にあります。)

- ② 運転免許証(既に自主返納されている方を除きます。)
- ③ 氏名、生年月日及び住所が確認できる書類(住民票の写し、健康保険証、年金手帳、住民基本台帳カード、パスポート、社員証等。自主返納と同時に申請する場合は不要です。)
- ※ 年金手帳、パスポート、社員証等は生年月日、住所等の記載がないものもあるので、その場合には別に生年月日、住所等を確認できる書類をお持ちください。
- ④ 申請用写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmの写真) 1枚
- ※ 運転免許試験場で自主返納と同時に運転経歴証明書の交付申請をする場合は不要です。)
- ⑤ 手数料 1,000円

■ 手続場所等

住所地を管轄する警察署又は運転免許試験場

○ 月曜日～金曜日(土・日曜日、祝日、休日、年末年始は除きます。)

警察署(横浜水上警察署を除く。)	8:30 ~ 11:30 , 13:00 ~ 16:30
運 転 免 許 試 験 場	8:30 ~ 11:00 , 13:00 ~ 16:00

- ※ 自主返納と同時に運転経歴証明書の交付申請を行わず、後日に運転経歴証明書の交付申請を行う場合は、運転免許試験場での手続となります。
- ※ 警察署で申請した場合は、約1か月後の交付となります。(郵送による受領もできません。(1,000円))
- ※ 運転免許試験場では即日交付されます。

運転経歴証明書の記載事項変更

法改正(平成24年4月1日)以後に交付を受けた運転経歴証明書は、記載内容に変更が生じたときは、速やかに変更の届出をしなければなりません。

- ※ 法改正前(平成24年3月31日まで)に交付を受けた旧運転経歴証明書については、記載事項変更の届出は義務付けられていません。また、届出を行うこともできません。
- ※ 旧運転経歴証明書の記載事項変更はできませんが、旧運転経歴証明書を法改正(平成24年4月1日)以後の新運転経歴証明書に切り替えた場合には、記載事項の変更が可能となります。

■ 届出に必要なもの

- ① 運転経歴証明書記載事項変更届(警察署又は運転免許試験場にあります。)
 - ② 運転経歴証明書(法改正(平成24年4月1日)以後に交付を受けたもの)
 - ③ 記載内容の変更を証明する書類
 - ・ 住所変更 … 住民票の写し、健康保険証、新住所に届いた郵便物等
 - ・ 氏名変更 … 住民票の写し
- ※ 手数料は不要です。

■ 手続場所等

住所地を管轄する警察署又は運転免許試験場

- 月曜日～金曜日(土・日曜日、祝日、休日、年末年始は除きます。)

警察署(横浜水上警察署を除く。)	8:30～12:00 , 13:00～17:15
運 転 免 許 試 験 場	8:30～12:00 , 13:00～17:15

運転経歴証明書の再交付

- **運転経歴証明書を亡失、破損等したときは、再交付申請をすることができます。**
 - ※ 法改正(平成24年4月1日)以後の新しい運転経歴証明書の交付を受けた方が対象です。
- **法改正前(平成24年3月31日まで)に交付を受けた旧運転経歴証明書をお持ちの方は、旧運転経歴証明書と引換えに、法改正以後の新しい運転経歴証明書に切り替えることができます。(ただし、自主返納してから5年間を経過している場合は、記載内容が判読できるものに限りです。)**

※ 法改正前(平成24年3月31日まで)に交付を受けた旧運転経歴証明書を亡失している又は破損等により記載内容が判読できない場合は…

- ◆ 運転免許証を自主返納してから5年間を経過している場合は手続できません。
- ◆ 運転免許証を自主返納してから5年間を経過していなければ、新しい運転経歴証明書の交付を受けることができます。

■ 申請に必要なもの

- ① 運転経歴証明書再交付申請書(警察署又は運転免許試験場にあります。)
- ② 申請用写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmの写真) 1枚
- ③ 手数料 1,000円
- ※ **新運転経歴証明書又は旧運転経歴証明書を亡失・破損等された方** は①～③の他に次のものが必要となります。
- i** 運転免許証等亡失等事実てん末書(運転免許試験場にあります。)
- ii** 身分を証明する書類(健康保険証、年金手帳、住民基本台帳カード、パスポート、住民票の写し(住民票の写しの場合には不正取得防止のため、他に本人名義のキャッシュカード、通帳等が必要です。)等)
- iii** 汚損又は破損した場合は、その運転経歴証明書
- ※ **旧運転経歴証明書から新運転経歴証明書に切り替える方** は、①～③の他に**運転経歴証明書(平成24年3月31日以前に交付を受けたもの)**が必要となります。
- ※ 再交付と併せて住所、氏名等の変更をする方は、「**運転経歴証明書の記載事項変更**」の「**③ 記載内容の変更を証明する書類**」をお持ちください。

■ 手続場所等

【新運転経歴証明書又は旧運転経歴証明書を亡失・破損等された方】

運転免許試験場(警察署では手続できません。)

- 月曜日～金曜日(土・日曜日、祝日、休日、年末年始は除きます。)

運 転 免 許 試 験 場	8:30～11:00 , 13:00～16:00
---------------	--------------------------

※ 即日交付されます。

【旧運転経歴証明書から新運転経歴証明書に切り替える方】

住所地を管轄する警察署又は運転免許試験場

- 月曜日～金曜日(土・日曜日、祝日、休日、年末年始は除きます。)

警察署(横浜水上警察署を除く。)	8:30～11:30 , 13:00～16:30
運 転 免 許 試 験 場	8:30～11:00 , 13:00～16:00

※ 警察署で申請した場合は、約1か月後の交付となります。(郵送による受領もできます。(1,000円))

※ 運転免許試験場では即日交付されます。

運転経歴証明書の返納

再交付後に亡失した運転経歴証明書を発見したとき又は新たに免許を取得したときは、運転経歴証明書を返納しなければなりません。

※ 法改正前(平成24年3月31日まで)に交付を受けた旧運転経歴証明書については、返納は義務付けられていません。

■ 申請に必要なもの

- ① 運転免許証等返納届(警察署又は運転免許試験場にあります。)
- ② 運転経歴証明書(法改正(平成24年4月1日)以後に交付を受けたもの)

※ 手数料は不要です。

■ 手続場所等

神奈川県内の警察署又は運転免許試験場

○ 月曜日～金曜日(土・日曜日、祝日、休日、年末年始は除きます。)

警 察 署	8:30 ~12:00 , 13:00 ~ 17:15
運 転 免 許 試 験 場	8:30 ~12:00 , 13:00 ~ 17:15

◎ 「運転経歴証明書」を高年齢運転者免許自主返納サポート協議会加盟企業・団体の店舗、施設等で提示すると、商品購入時の割引、自宅への配送無料、施設入場料の割引などの各種サービスが受けられます。

※ 下掲のマークのシールが貼ってある店舗・施設等でサービスが受けられます。

このマークが目印です。

